

第80号議案

「職員の結核休養に関する条例を廃止する条例」の概要

1. 概要

職員の結核休養制度について、罹患率の低下、治療法の確立により、他の疾病と異なる取扱いをする必要性がなくなっていることから、制度を廃止する。

2. 経過

昭和26年3月 結核予防法成立

昭和29年7月 条例制定

条例制定当時は、有効な投薬治療法は開発されておらず、結核の治療には長期間の療養が必要であったことから、他の疾病とは異なる制度を創設した。

平成10年10月 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）成立

平成19年3月 結核予防法廃止

結核を感染症法における二類感染症に分類し、位置付けた。

平成22年12月 国が、職員の結核に対する特例措置を見直し

平成25年12月 東京都が、職員の結核休養制度を廃止

3. 廃止期日

令和2年4月1日

職員の結核休養に関する条例新旧対照表

新	旧
<p><u>職員の結核に関する条例（昭和29年品川区条例第11号）は、廃止する。</u></p>	<p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条 この条例は別に定めがあるものを除き、結核性疾患のため休養を要する職員の処遇について必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（用語の意義）</u></p> <p><u>第2条 この条例で職員とは、区から給料を受けている者をいう。但し次に掲げる者を除く。</u></p> <p><u>（1） 地方公務員法第3条第3項に定める特別職の職員</u></p> <p><u>（2） 条件付採用期間中の職員</u></p> <p><u>（3） 地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職する職員</u></p> <p><u>（休養期間）</u></p> <p><u>第3条 結核性疾患のため休養する職員の休養期間は別表に定める期間内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</u></p> <p><u>2 勤務可能の認定を受けて勤務に服し、1年以内に結核性疾患により再休養する場合の休養期間は、前に休養した期間と通算して前項別表に定める期間に達するまでとする。</u></p> <p><u>3 勤務可能の認定を受けて勤務に服し、1年をこえ2年以内に結核性疾患により再休養する場合には前の休養についての第1項別表に定める休養期間から、すでに休養した期間を控除した期間に次の各号の定める休養期間を付加することができる。但し残存休養期間と付加休養期間を合した期間が第1項別表に定める期間を超えることはできない。</u></p> <p><u>（1） 復務後の勤務期間1年6月以内 3月以内</u></p> <p><u>（2） 復務後の勤務期間2年以内 6月以内</u></p> <p><u>4 前項により付加された期間は、特別休養期間として取り扱う。</u></p> <p><u>5 勤務可能の認定を受けて勤務に服し2年を超えてから結核性疾患により再休養する場合の休養期間については第1項の定めるところによる。</u></p> <p><u>（病気休暇期間との通算）</u></p>

新	旧
	<p>第4条 <u>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年品川区条例第5号）第14条第1項の規定により承認された病気休暇中の職員が引続きこの条例の適用を受ける場合において、その病気休暇の事由が結核性疾患であるときは、その者の当該病気休暇の期間をこの条例により休養した期間とみなす。</u> <u>（休養者の責務）</u></p> <p>第5条 <u>休養者は、療養に専念し且つ休養に関する任命権者の指示に従わなければならない。</u> <u>（休養期間満了後の取扱）</u></p> <p>第6条 <u>休養者が第3条別表に定める休養期間又は同条第3項に定める付加休養期間満了の際、なお、勤務可能の認定を受けるに至らないときは、任命権者は、地方公務員法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして免職の手續をするものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の期間満了の際引き続き6月以内休養すれば、正規の勤務に服することができる」と認定される者については、任命権者は6月以内において必要と認めるまで休養期間を延長することができる。</u></p> <p>3 <u>前項により延長された期間は、特別休養期間として取り扱う。</u> <u>（条例の適用除外）</u></p> <p>第7条 <u>休養者が療養に専念せず、又は休養についての指示に従わない場合は、任命権者はこの条例に定める処遇をしないことができる。</u> <u>（職員の引継ぎ等に伴う経過措置）</u></p> <p>第8条 <u>法令により区に引き継がれた職員の引継ぎ前の地方公共団体等の規定によりなされた結核休養に関する決定その他の手續等については、この条例の規定に基づいてなされたものとみなす。</u></p> <p>2 <u>法令（他の地方公共団体の条例又は規則を含む。）の規定の適用を受けて休養した期間および勤務可能の認定を受けて勤務に服した期間は、この条例の各相当規定の期間と通算する。</u> <u>（委任）</u></p> <p>第9条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は区規則で定める。</u></p>

新	旧																										
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の職員の結核休養に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により休養中の職員（旧条例別表に規定する普通休養期間に係るものに限る。）については、当該職員に適用されている普通休養期間から当該職員が既に休養した期間を控除した期間内に限り、なお従前の例による。この項前段の規定の適用を受けたことにより当該休養に引き続いて休養中の職員についても同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(品川区職員定数条例の一部改正)</u></p> <p>3 <u>品川区職員定数条例（昭和50年品川区条例第41号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第2条第2項中「、結核休養」を削り、同条第3項中「、公務災害休業お</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1173 317 2085 772"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">種別</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">休養期間</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">普通休養期間</th> <th style="text-align: center;">特別休養期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">勤続1年未満の者</td> <td style="text-align: center;">勤務日数に相当する期間、 但し90日に満たない者は90日とする。</td> <td style="text-align: center;">つぎの1年以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続2年未満の者</td> <td style="text-align: center;">2年以内</td> <td style="text-align: center;">つぎの1年以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続3年未満の者</td> <td style="text-align: center;">2年4月以内</td> <td style="text-align: center;">つぎの8月以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続4年未満の者</td> <td style="text-align: center;">2年8月以内</td> <td style="text-align: center;">つぎの4月以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続5年未満の者</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> <td style="text-align: center;">つぎの2月以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続10年未満の者</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> <td style="text-align: center;">つぎの4月以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続10年以上の者</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> <td style="text-align: center;">つぎの6月以内</td> </tr> </tbody> </table>	種別	休養期間		普通休養期間	特別休養期間	勤続1年未満の者	勤務日数に相当する期間、 但し90日に満たない者は90日とする。	つぎの1年以内	勤続2年未満の者	2年以内	つぎの1年以内	勤続3年未満の者	2年4月以内	つぎの8月以内	勤続4年未満の者	2年8月以内	つぎの4月以内	勤続5年未満の者	3年以内	つぎの2月以内	勤続10年未満の者	3年以内	つぎの4月以内	勤続10年以上の者	3年以内	つぎの6月以内
種別	休養期間																										
	普通休養期間	特別休養期間																									
勤続1年未満の者	勤務日数に相当する期間、 但し90日に満たない者は90日とする。	つぎの1年以内																									
勤続2年未満の者	2年以内	つぎの1年以内																									
勤続3年未満の者	2年4月以内	つぎの8月以内																									
勤続4年未満の者	2年8月以内	つぎの4月以内																									
勤続5年未満の者	3年以内	つぎの2月以内																									
勤続10年未満の者	3年以内	つぎの4月以内																									
勤続10年以上の者	3年以内	つぎの6月以内																									

新	旧
<p><u>よび結核休養」を「および公務災害休業」に改める。</u> <u>(品川区職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p><u>4 付則第2項の規定によりこの条例の施行の日以後も引き続き結核休養の承認を受ける職員の定数に係る取扱いについては、前項の規定による改正後の品川区職員定数条例第2条第2項および第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	

【職員の結核休養に関する条例を廃止する条例の付則において改正】品川区職員定数条例新旧対照表

新	旧
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 派遣、事務従事、休職、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、公務災害休業、併任および6月以上の職務に専念する義務の免除の場合の職員は、これを定数外とする。</p> <p>3 休職、配偶者同行休業、育児休業および公務災害休業の職員が復職した場合は、1年間を限り、これを定数外とすることができる。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 派遣、事務従事、休職、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、公務災害休業、<u>結核休養</u>、併任および6月以上の職務に専念する義務の免除の場合の職員は、これを定数外とする。</p> <p>3 休職、配偶者同行休業、育児休業、<u>公務災害休業および結核休養</u>の職員が復職した場合は、1年間を限り、これを定数外とすることができる。</p>